

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年10月29日
【発行者の名称】	株式会社一寸房 (Issunbou Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 哲正
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区北二条西二丁目41番地
【電話番号】	011-215-0061
【事務連絡者氏名】	専務取締役 古田 章久
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の住所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社一寸房 https://issun.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下、「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下、「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制度の概況】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

経営指標等

回次	第18期 (連結)	第19期 (連結)	第20期 (単体)
決算年月	2023年 7 月	2024年 7 月	2025年 7 月
売上高 (千円)	1,341,384	1,305,459	1,182,318
経常利益 (千円)	16,877	3,464	30,240
当期純利益又は親会社に帰属する当期純利益 又は親会社に帰属する当期純損失(△) (千円)	7,298	△5,504	20,468
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	94,031	94,031	94,031
発行済株式総数 (株)	2,281,100	570,275	570,275
純資産額 (千円)	105,049	99,434	119,350
総資産額 (千円)	688,255	664,293	638,385
1株当たり純資産額 (円)	183.24	173.59	208.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期 純損失(△) (円)	12.80	△9.65	35.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	12.71	—	33.54
自己資本比率 (%)	15.2	14.9	18.6
自己資本利益率 (%)	7.2	—	18.8
株価収益率 (倍)	97.19	—	34.66
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△52,357	△50,422	75,789
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△10,544	△24,197	△3,482
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	109,533	△52,772	△31,195
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	308,077	181,461	215,848
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	191 [3]	190 [4.3]	167 [4.3]

- (注) 1. 当社は、2024年11月1日付で、連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、第20期より連結財務諸表を作成しておりません。なお、第19期まで連結財務諸表を作成しているため、主要な経営指標等の推移については、第18期及び第19期は連結財務諸表について、第20期は財務諸表について記載しております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第19期は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期

純損失であるため記載しておりません。

4. 第19期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 株価収益率は、第19期は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 2024年2月1日付で普通株式4株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第18期については、第18期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 第18期および第19期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、あおい監査法人の監査を受けており、第20期の財務諸表については、同規定に基づき、監査法人ハイビスカスより監査を受けております。

2 【沿革】

年月	概要
2005年8月	有限会社一寸房を資本金3百万円で札幌市東区に設立
2008年5月	有限会社一寸房を株式会社一寸房に組織変更し、札幌市北区に移転
2008年5月	資本金を6百万円に増資
2009年3月	資本金を10百万円に増資
2012年10月	東京都板橋区に東京支店を開設
2013年3月	ミャンマー ヤンゴン市にミャンマー支店を開設
2014年5月	本社を札幌市中央区に移転
2015年4月	東京支店を東京都新宿区に移転
2016年6月	資本金を20百万円に増資
2017年7月	資本金を25百万円に増資
2018年4月	資本金を30百万円に増資
2018年5月	ミャンマー ヤンゴン市に連結子会社 株式会社タケカワ一寸房ミャンマーを設立
2018年12月	中国 大連市に連結子会社 大連一寸房設計有限公司を設立
2019年1月	資本金を50百万円に増資
2019年3月	札幌市中央区に連結子会社 株式会社一寸房コンサルを設立
2019年7月	資本金を81百万円に増資
2020年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場
2021年2月	東京支店を東京都千代田区に移転
2021年4月	株式会社タケカワ一寸房ミャンマーを清算
2022年1月	資本金を94百万円に増資
2022年2月	大阪市福島区に大阪支店を開設
2022年12月	大阪支店を大阪市北区に移転
2023年3月	大連一寸房設計有限公司を清算
2024年1月	キルギス ビシュケク市にキルギス支店を開設
2024年2月	普通株式4株につき普通株式1株の割合で株式併合を実施
2024年11月	連結子会社 株式会社一寸房コンサルを吸収合併

3 【事業の内容】

当社の事業は、意匠設計、設備設計、構造設計、生産設計、デジタルコンテンツ制作及び構造物・地形・有形物の位置・形状・座標等を計測、図面化を行う測量等、建設設計に関わる幅広いサービスを提供する「設計ソリューション事業」及び建設設計業務の技術保有者をゼネコン及び大手住宅総合メーカー等に派遣する「派遣事業」を行っております。

なお当社は、2024年11月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。これにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より非連結決算に移行いたしました。

当社の事業に関わる位置付け及びセグメントとの関係は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

① 設計ソリューション事業

建設設計業務として意匠設計、設備設計、構造設計、鉄骨の施工図製作及び鉄骨積算の他、B I M / C I M（注1）やデジタルコンテンツ制作による3次元モデリングサービス等技術、地形及び構造物の測量調査を行う測量業務の他、動態観測、文化財の現状計測（3次元）から平面図、立面図、断面図の制作、国及び地方公共団体からの発注による公共測量を行っております。

これらの技術を駆使し、建設設計に関わる様々な依頼に幅広く応えられるワンストップサービス体制で事業を行っております。

業務毎の主な内容は、下記のとおりであります。

a. 意匠設計業務

企画設計・基本設計・実施設計・工事監理といった一連の業務を通して、建築を方向付けるコンセプト・デザインの付与、クライアント様の意図を汲み取り、デザイン・機能等の要望を建築基準法に合わせて、建築物の平面及び立体的なデザインをし、建築物を図面に落とし込みます。

また、法令を遵守し、各専門分野の最新テクノロジーと知識を取り入れ、B I Mによる設計、確認申請（注2）に必要な意匠図の作成を行っております。

b. 設備設計業務

電気設備、空調設備、給排水設備の設計により、快適性や機能性を確保し、設備を維持するためのランニングコストを考慮しながら、クライアント様の信頼と要望に応える設計を行っております。

c. 構造設計業務

意匠設計に基づいて、デザイン性やコスト面の配慮はもちろん、確かな耐久性や安全性を確保するためにB I M / C I Mの技術と、豊かな経験をフルに活かして、地域ならではの自然環境や地質条件を深く理解しながら、クライアント様の信頼と要望に応える設計を行っております。

地震や積雪等の外力に対しても建築物が安全であるように、柱や梁の大きさや鉄筋の本数といった建築物の骨格となる部分の設計を行い、緻密な構造計算をしたうえで法令に沿った構造計算書及び構造図の作成を行っております。

d. 生産設計業務

鉄骨造の建物の鉄骨の詳細設計及び施工図の作成を行います。設計者・製作工場の要望や意図を踏まえながら、図面へわかりやすく情報を落としこみ、説明資料の作成や、クライアント様に納得いただける代替案の提案も重要な業務となります。

一般図、単品詳細図、各種付帯詳細図や現寸・鉄骨積算等、B I Mによる設計モデルの作成等、多彩なオーダーに正確に対応しております。

e. デジタルコンテンツ制作業務

デジタル技術を用いて景観や建築物の完成予想図を表現します。

自由に視点移動や歩行体験が可能なリアルタイムコンテンツやプレゼンテーション用のムービー等、クライアント様のニーズに合わせて幅広く制作を行っております。クライアント様の要望に寄り添いながら、ゲームエンジン等を活用したリアルで質の高い制作物を提供しております。

他にも、MR（注3）やAR（注4）VR（注5）技術を応用し、見えないものを見える形にする体感型映像コンテンツ等各種システムの実装にも取り組んでおります。

・VR技術による橋梁の景観シミュレーション



・現実風景に3次元モデルを重ねて表示できるAR技術



・BIM/CIMモデルを活用したビジュアライゼーション



f. 測量業務

地形及び構造物の測量調査を行う測量業務は、ダム、トンネル、橋梁等の土木及び建築構造物の施工に伴う工事測量、地盤を観測し、安全・効率的に施工を行う動態観測、文化財の現状計測（3次元）から平面図、立面図、断面図の制作、国及び地方公共団体からの発注による公共測量を行っております。

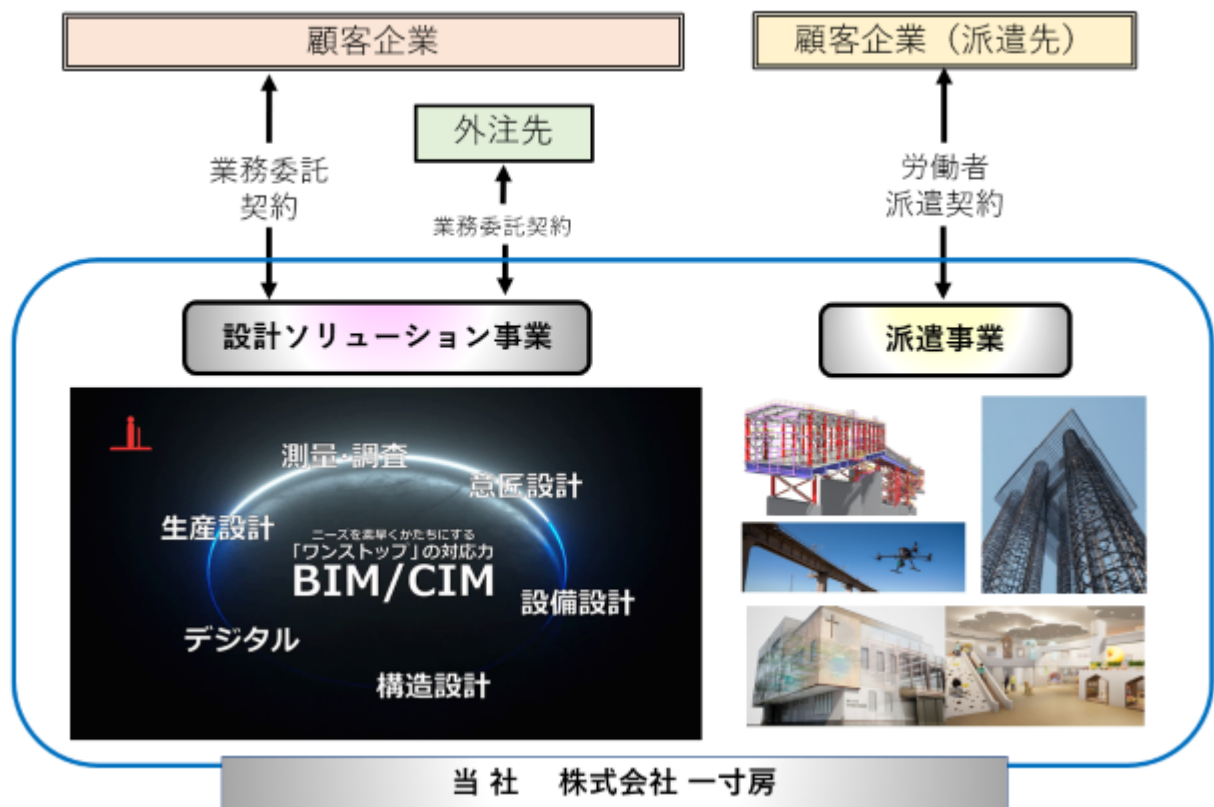
また、3次元レーザースキャナーやドローンによる現地計測を積極的に行い、そのデータを元に3次元図面を作成し、BIM/CIMやICT（注6）への活用を可能としております。

② 派遣事業

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の規定に従い、厚生労働大臣の許可を受けてスタッフを企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。当社グループでは構造設計等建設設計業務に携わる技術を保有している社員をゼネコン及び大手住宅総合メーカー等に派遣しております。

- （注1） 「BIM/CIM」とは、Building/Construction Information Modelingの略称で、測量・調査、設計段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理・更新の各段階において3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るものです。
- （注2） 「確認申請」とは、建築物を建築及び大規模な修繕をするとき、建物の建設工事に着工する前に都道府県や市等の担当課に必要な書類を提出し、「建築確認」の手続きの申し込みをすることです。
- （注3） 「MR」とは、Mixed Realityの略称で、一般的には「複合現実」と言われています。現実空間の形状をMRゴーグルが認識（空間マッピング）し、仮想オブジェクトであるホルグラムをディスプレイに投影して、現実空間上に可視化する技術です。
- （注4） 「AR」とは、Augmented Realityの略称で、一般的には「拡張現実」と言われています。実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示することで、目の前にある世界を「仮想的に拡張する」というものです。
- （注5） 「VR」とは、Virtual Realityの略称で、一般的には「仮想現実」と言われています。「表面的には現実ではないが、本質的には現実」という意味で、ユーザーの五感を含む感覚を刺激することにより、限りなく実体験に近い体験が得られるというものです。
- （注6） 「ICT」とは、Information and Communication Technologyの略称で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用したサービス等の総称です。

事業系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当社は2024年11月1日付で連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併いたしました。これにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より非連結決算に移行いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
167[4.3]	33.7	4.2	4,402

セグメントの名称	従業員数(名)
設計ソリューション事業	141 [4.3]
派遣事業	13
全社(共通)	13
合計	167 [4.3]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー他)は [] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。
3. 平均年間給与は、海外の現地採用者、臨時雇用者を含んでおりません。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、2024年11月1日付にて、当社の完全子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなり、非連結決算会社となっております。そのため、当期の経営成績は、2024年8月1日から2024年10月31日における株式会社一寸房コンサルの業績が反映されておられません。また、前事業年度と対象期間が異なっているため、比較分析は行っておりません（以下においても同様）。

当事業年度におけるわが国経済は、堅調に推移してきた米国経済に不確実性が見られるものの、雇用・所得環境の持ち直しが続き、各種政策の効果も相まって、緩やかな回復基調が見られました。一方、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化に伴い、原材料・エネルギーコストが高止まりするなか、欧州や中国などを中心に需要回復が停滞しており、また、政策金利の引き上げや為替相場の変動、米国新政権の動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の主要取引先である建設業界においては、慢性的な技術労働者不足と建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇により、受注競争が激化しております。こうした厳しい経営環境の中、建設現場の生産性向上を目的とした政府主導による建設DX推進に向けたさまざまな施策が進められております。

このような経済環境の中で、当社は、建設設計に関わるワンストップサービス（意匠設計、設備設計、構造設計、生産設計、測量設計の一元的な管理・提供）を確立し、BIM/CIMを活用した3次元設計技術の体制強化及びXR技術（VR/AR/MR）を活用したデジタルコンテンツ制作を積極的に行い、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みを、さらに加速させております。設計図面データとデジタルコンテンツ技術を融合させ、建設業界に新たな価値を提供する革新的なビジネスモデルを確立し、企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、当事業年度は、連結子会社を吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差損や固定資産除却損を計上したことにより、当初の想定を下回る結果となりました。

今後は、営業活動に一層注力し、売上高のさらなる拡大を目指すとともに、コストアップに耐え得る収益構造の確立と企業体質の強化に努め、持続的な成長と安定した収益確保を目指してまいります。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,182,318千円、営業利益は29,003千円、経常利益は30,240千円、当期純利益は20,468千円となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第6章【経理の状況】1【財務諸表等】【注記事項】（セグメント情報等）」の「1. 報告セグメントの概要」をご参照ください。

① 設計ソリューション事業

設計ソリューション事業においては、売上高は1,098,846千円、セグメント利益は250,473千円となりました。

② 派遣事業

派遣事業においては、売上高は83,471千円、セグメント利益は24,807千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は215,848千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、75,789千円の収入となりました。これは主に、税引前当期純利益15,328千円、減価償却費37,086千円、売上債権の減少額26,625千円があった一方、賞与引当金の減少額13,353千円、仕入債務の減少額4,740千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,482千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3,395千円、無形固定資産の取得による支出1,779千円、保険積立金の積立による支出2,604千円、資産除去債務の履行による支出2,940千円があった一方、有形固定資産の売却による収入3,333千円、敷金の回収による収入4,040千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、31,195千円の支出となりました。これは主に、短期借入れによる収入94,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出103,823千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当事業年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	前期比(%)
設計ソリューション事業	1,190,850	—	259,301	—
派遣事業	—	—	—	—
合計	1,190,850	—	259,301	—

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 当社は当事業年度より非連結決算に移行したことから、前年同期比は記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
設計ソリューション事業	1,098,846	—
派遣事業	83,471	—
合計	1,182,318	—

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 当社は当事業年度より非連結決算に移行したことから、前年同期比は記載しておりません。

3. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度(連結) 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日		当事業年度(単体) 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
大和ハウス工業㈱	342,223	26.2	369,608	31.3

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。これらの課題に対処するため、以下の計画を推進してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

（１）人材の確保と育成

当社の事業を更に拡大するには、設計ソリューション事業を中心に人材の確保及び育成が必要となります。

国内の採用につきましては、当社ホームページにおけるリクルートの充実や、求人情報の有効活用並びにSNSの活用、企業説明会等への積極的な参加、建築系学部を要する大学への定期的な訪問、インターンシップ制度の導入等、様々な手法を用いて採用増強に努めてまいります。また、海外における人材採用につきましても海外拠点を中心に現地採用を含めて積極的に採用活動を進めて参ります。

また、採用担当者に関しましては、採用コンサルによる指導や採用に関する各種講習会への参加により、採用のプロフェッショナルとして教育し、今後も積極的な採用活動を行ってまいります。

技術職の人材育成については、個々のレベルに応じたOJTにより、業界未経験であっても建設設計技術等を向上、会得する仕組みを構築しております。

（２）新規取引先の開拓

当社の主要販売先は大和ハウス工業株式会社（以下、「同社」という。）であります。

同社とは当社設立時から良好な関係と安定した取引があり、当社の売上高に占める同社の割合は約31.3%となっており、これまでどおり主要な販売先として同社との良好な関係維持、売上高拡大を図ると共に、新規取引先の開拓を積極的に行い、同社への過度な依存とならぬよう、全体の売上高を拡大していくことに取り組んでまいります。

（３）ワンストップサービスの拡充

当社の継続的な成長には、現行の建設設計に関わるワンストップサービス（意匠設計、構造設計、生産設計、設備設計、測量設計）の拡充が重要であると考えております。より幅広く顧客のニーズに応えられるよう、新たなサービスを備え、収益性の向上、継続的な成長を図ってまいります。

（４）経営管理機能の強化

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンス機能の強化が不可欠と考えております。そのために、意思決定の明確化、取締役会及び監査役会の機能強化、組織管理体制の更なる向上を図り、内部管理体制を強化してまいります。

（５）経営環境の変化への機動的な対応

将来にわたる持続的な成長を実現するために、事業規模及び収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社は、市場が求める物を的確にとらえ社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化は基より、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行うことにより、収益力および効率性の向上を推進し、長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 法的規制について

当社の設計ソリューション事業については、「建築基準法」、「建築士法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「測量法」、派遣事業については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」等の規制をそれぞれ受けております。当社ではこれらの法的規制を遵守するように努めておりますが、将来、法令違反が発生した場合や、新たな法令の制定、適用基準の変更等が行われた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 顧客の財務状況について

当社は、顧客との取引について信用調査を実施した上で行っておりますが、係る調査が効果的ではない可能性があります。事業環境の変化等により、当社の顧客が支払不能、倒産等に陥った場合、係る顧客から売掛債権を回収できず、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 海外事業展開について

当社は、ミャンマー、キルギスに拠点がありますが、海外においては、政治、経済情勢の変化、当該地域における慣習等に起因する予測不能な事態の発生、労働賃金のコストアップ、法律や規制の改正、その他紛争・自然災害・疫病が生じる等、様々な政治的・経済的・自然的な変化に伴うリスクが存在しております。

これらのリスクが顕在化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④ 技術革新について

当社の設計ソリューション事業では、3次元設計及び3次元レーザースキャナーによる測量、デジタルコンテンツ制作等、最新技術を積極的に活用しております。今後、継続的に技術動向を見極め、必要な知識及び技術の修得に注力してまいります。技術革新を中心とする事業環境の変化対応が遅れた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤ 大規模自然災害について

当社は、地震、台風等の大規模な災害が発生した場合に備え緊急時の対応を整備しておりますが、想定を上回る自然災害が発生した場合は、社会インフラの混乱、顧客企業の被害状況等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥ 一級建築士事務所登録について

当社の設計ソリューション事業の業務を行うためには、一級建築士事務所登録が必要となり、現在8名の一級建築士が在職しており、うち1名が札幌の管理建築士として登録しております。一級建築士事務所登録については、建築士法第26条に該当した場合、一定期間の業務停止命令、又は登録を取り消される可能性があります。

登録内容	番号	有効期間
一級建築士事務所	北海道知事登録 (石)第5804号	2021年3月18日から 2026年3月17日まで

今後、一級建築士事務所の業務停止命令及び免許を取り消された場合、あるいは有効期間の更新ができなかった場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスク

① 人材の確保と育成について

当社の今後の事業展開を進めていくためには、人材の確保と育成が必要と考えております。

当社の各セグメント業務については、人的資本による要素が大きいため、人員の確保とともに、育成が重要であると考えております。当社では、積極的に人員の採用を行っており、今後も引き続き採用活動を行ってまいります。また、特に設計ソリューション事業では独自の適正検査を実施し、業務に適した人材の採用に努めております。しかしながら、今後当社が求める人材の十分な確保及び社員の育成が思うようにいかなかった場合は、当社の経営成績及び財政状態に大きく影響を与える可能性があります。

② 特定の販売先への依存について

当社の主要販売先は大和ハウス工業株式会社(以下、「同社」という。)であります。同社とは当社設立時から良好な関係と安定した取引があり、当事業年度では、当社の売上高に占める同社の割合は31.3%となっております。当社はこれまでどおり主要な販売先として同社との良好な関係維持及び売上高拡大を図ると共に、新規販売先の開拓を積極的に進め、全体の売上高拡大を行ってまいりますが、同社の事業方針、外注政策に関する変化等が発生し、取引が減少した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 特定の人物への依存度について

当社の事業の推進者は、代表取締役社長である上山哲正であります。当社の経営方針及び経営戦略全般の決定等における同氏の役割は大きく、当社は同氏に対する依存度が高いと認識しております。当社では、事業規模の拡大に伴い、経営組織内の権限委譲や人員の拡充、経営組織の強化を推進し、組織力の向上に努めております。今後も、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めるべく人材を育成し、役職員の質的レベルの向上に注力していく方針であります。しかし、計画どおりの体制構築及び人材強化が達成される前に、同氏が何らかの理由で当社の経営に携わることが困難となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④ システムダウンについて

当社は、基幹システムの安定的な稼働を維持するためウィルス対策やバックアップ機能等対策を講じております。しかしながら、想定外の自然災害や、コンピューターウィルス等によりシステムの長時間停止を余儀なくされた場合には、当社の経営成績及び財政状態に大きく影響を与える可能性があります。

⑤ 内部管理体制について

当社は、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図るため様々な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部管理体制の強化を行っております。しかしながら、事業が拡大することにより内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥ 配当政策について

当社は、経営基盤の強化や財務安全性を最優先することにより、配当は行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、今後の事業展開や財政状態を勘案し、内部留保を積み上げたうえで、将来的には株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

⑦ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する役職員の意欲を高めることを目的として、ストックオプション(新株予約権)を発行しております。本書公表日現在、新株予約権による潜在株式総数は40,000株であり、発行済株式総数570,275株の7.0%に相当します。今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(3) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場において、特定上有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履

行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また、「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaから

c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(前項第2号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の

譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が 実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下、「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について

株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑫ その他

前各号の他、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

この他、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本書公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【重要な契約等】

(1) 主要な販売先との業務委託契約の締結

当社は、主要な販売先である大和ハウス工業株式会社と設計業務委託基本契約書を締結しております。その主な内容は下記のとおりであります。

契約書名	契約締結日	契約内容	契約期間
設計業務委託基本契約書	2010年3月29日	設計に関連する業務を当社が受託するにあたり、業務の内容についての基本契約	契約締結日から1年間ですが、受託者が当社のように建築士事務所登録を行っている場合は5年間。ただし、期間満了の1ヶ月以内に変更及び解除の申し出がない場合は以後1年ごとの自動更新

(2) 合併契約の締結

当社は、2024年9月20日開催の定時取締役会において、2024年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社一寸房コンサルを吸収合併消滅会社とする合併契約の締結について決議され同日付で合併契約を締結いたしました。詳細は、「第6【経理の状況】1【財務諸表】【注記事項】（企業結合等関係）」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたりましては、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。

当該見積りにつきましては、過去の実績や決算日現在の状況を踏まえた合理的な要因に基づき、見積り金額を計算しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性を伴うため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表作成にあたっては、当社が採用しております重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】【注記事項】（財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度の財政状態につきましては、次のとおりであります。なお、当社は、当事業年度より非連結決算に移行したことから、前年同期比は記載しておりません。

（流動資産）

当事業年度末における流動資産は520,030千円となり、現金及び預金215,848千円、受取手形、売掛金及び契約資産250,942千円が主なものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産は118,354千円となり、有形固定資産20,987千円、無形固定資産43,482千円、投資その他の資産53,883千円が主なものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債は403,603千円となり、短期借入金164,000千円、1年内返済予定の長期借入金79,598千円、未払費用70,340千円が主なものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は115,430千円となり、長期借入金87,476千円が主なものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は119,350千円となりました。

この結果、自己資本比率は18.6%となりました。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の年度の設備投資の総額は、21,619千円であり、主に子会社の吸収合併による資産の受け入れにより16,445千円増加しております。

なお、当事業年度において、固定資産の除却により、「固定資産除却損」4,148千円を計上いたしました。

これは、当社2025年7月期第4四半期（2025年5月1日から2025年7月31日）において、当社のデジタル部門と測量部門が入居しておりました札幌市中央区南7条西1丁目13-73弘安ビルを退去し、本社が入居する札幌市中央区北2条西2丁目41番地札幌2・2ビルに移転した際の、退去ビルの原状復帰に伴う建物付属設備及び工具器具備品等、固定資産の除却を行ったことによるものです。

固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

建 物	4,125千円
工具器具備品	23千円

セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

なお、設備投資額には、ソフトウェア及びリース資産を含んでおります。

(1) 設計ソリューション事業

当事業年度の主な設備投資は、子会社の吸収合併による資産の受け入れにより、測量用ドローン、パソコン及びソフトウェア等を中心として総額14,867千円増額しております。

(2) 派遣事業

当事業年度の重要な設備投資はありません。

(3) 全社共通

当事業年度の重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりです。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具 器具備品	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (札幌市中央区)	—	本社機能	3,020	1,047	2,788	842	—	7,698	13
札幌 (札幌市中央区)	設計ソリューション事業 派遣事業	生産業務 施設	3,676	9,720	33,027	8,031	—	54,456	114 [4.3]
東京支店 (東京都千代田区)	設計ソリューション事業	生産業務 施設	249	209	790	—	—	1,249	14
大阪支店 (大阪市北区)	設計ソリューション事業	生産業務 施設	376	187	—	—	—	563	5
ミャンマー支店 (ミャンマー ヤンゴン市)	設計ソリューション事業	生産業務 施設	—	—	—	—	—	—	11
キルギス支店 (キルギスビシュ ケク市)	設計ソリューション事業	生産業務 施設	—	503	—	—	—	503	10

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 建物の一部を賃借しております。年間賃借料は73,828千円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー他)は [] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年10月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,200,000	1,629,725	570,275	570,275	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,200,000	1,629,725	570,275	570,275	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式40,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2019年7月19日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	110,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,144(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2019年7月22日 ～2029年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,164 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.25株であります。

なお、割当日後に当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた価額とする。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、また、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 2024年2月1日付で普通株式4株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。

第2回新株予約権(2019年7月19日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2025年7月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月30日)
新株予約権の数(個)	50,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,144(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年7月20日 ～2029年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,144 資本組入額 572	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.25株であります。

なお、割当日後に当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた価額とする。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、また、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

4. 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 2024年2月1日付で普通株式4株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年1月28日 (注1)	83,800	2,281,100	13,030	94,031	13,030	38,457
2024年2月1日 (注2)	△1,710,825	570,275	—	94,031	—	38,457

(注1) 有償第三者割当 発行価格311円 資本組入額155.5円

(注2) 2024年2月1日付で普通株式4株を1株に併合する株式併合を実施しており、発行済株式総数は1,710,825株減少し、570,275株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

2025年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	11	—	—	15	26	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	3,793	—	—	1,902	5,695	775
所有株式数 の割合（%）	—	—	—	66.60	—	—	33.40	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2025年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
(株)カミヤマ	札幌市手稲区新発寒5条5丁目10番24	350,825	61.51
上山 哲正	札幌市手稲区	141,725	24.85
北洋SDGs推進投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西三丁目11番地	25,000	4.38
サントー(株)	札幌市中央区南二条西十丁目1番4	17,250	3.02
瀬尾 昌資	札幌市中央区	4,375	0.76
(株)中央地建	札幌市中央区南二条西十丁目1番4	4,125	0.72
河原 博之	北海道白石区	4,025	0.70
大沼 敏文	横浜市戸塚区	2,500	0.43
辻野建設工業(株)	石狩郡当別町末広380番地	2,425	0.42
後藤 制一	札幌市中央区	2,300	0.40
計	—	554,550	97.24

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 569,500	5,695	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 775	—	—
発行済株式総数	570,275	—	—
総株主の議決権	—	5,695	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

第1回新株予約権(2019年7月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権(2019年7月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 2024年2月1日付で普通株式4株を1株に併合する株式併合を実施したことにより、「(2)【新株予約権等の状況】」に記載の「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、新株予約権の行使時の払込金額及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況及び中長期的な財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存ではありますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開を図るのために配当は見送らせていただき、内部留保の充実を優先したいと考えております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期
決算年月	2023年7月	2024年7月	2025年7月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2023年7月期、2024年7月期、2025年7月期については、売買実績がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2025年2月から2025年7月については、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 6名 女性 1名（役員のうち女性の比率14.3%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表 取締役	社長	上山 哲正	1962年 1月21日	1987年4月 ㈱サツエイ工業入社 1990年7月 マウントアップ㈱設立 代表取締役就任 1993年7月 建設設計の個人事業創業 2005年8月 当社設立 代表取締役就任 2006年7月 当社代表取締役辞任 2008年8月 当社代表取締役就任(現任) 2018年4月 ㈱カミヤマ設立 代表取締役就任(現任) 2019年1月 大連一寸房設計有限公司設立 董事長就任 2019年3月 ㈱一寸房コンサル設立 代表取締役就任 2023年3月 大連一寸房設計有限公司 董事長退任	(注)3	(注)5	141,725
取締役	専務	古田 章久	1962年 3月9日	1984年4月 ㈱側進入社 1986年4月 郵政省入省 1988年7月 日本タイプライター㈱(現キヤノンセミコンダクターエクイップメント㈱)入社 1997年6月 ㈱伸デザイン工房設立 専務取締役就任 1998年12月 ㈱クライスト・アドヴァン入社 2002年5月 ㈱ルシファー設立 代表取締役就任 2015年2月 当社入社 2016年8月 当社取締役就任 2019年6月 ㈱一寸房コンサル取締役就任 2019年8月 当社専務取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	1,250
取締役	—	中山 秀人	1950年 11月17日	1971年4月 鹿島建設㈱入社 1973年4月 島藤建設工業㈱入社 1979年11月 ㈱センシン建築設計取締役就任 1985年4月 ㈱小林入社 1988年4月 ㈱石田工務店取締役就任 1993年3月 ㈱佐々木建設入社 1994年4月 同社取締役就任 1998年5月 サンケンセツ㈱入社 1998年5月 ㈱セトル取締役就任 2000年9月 ㈱アーク技研設立 代表取締役就任 2021年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	1,250
取締役	—	後藤 制一	1964年 1月26日	1988年4月 日興証券㈱(現SMB C日興証券㈱)入社 1989年5月 ㈱日本エル・シー・エー入社 1992年4月 同社札幌営業所長就任 1993年6月 ㈱エスアンドエスネットワーク設立 常務取締役就任 1995年7月 同社代表取締役社長就任 2003年7月 同社代表取締役会長就任(現任) 2004年11月 ㈱環境機器サービス 代表取締役社長就任(現任) 2011年1月 ㈱北海道ニーズ監査役就任 2016年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	2,300
監査役 (常勤)	—	安井 健一	1973年 10月27日	1994年4月 ㈱カウボーイ入社 2006年6月 ㈱ラウンドワン入社 2016年6月 当社入社 2016年8月 当社監査役就任 2018年1月 当社監査役辞任 2018年8月 当社経営企画部ゼネラルマネージャー就任 2019年10月 当社監査役就任(現任) 2020年9月 ㈱一寸房コンサル監査役就任 2021年3月 大連一寸房設計有限公司 監事就任 2023年3月 大連一寸房設計有限公司 監事退任	(注)4	(注)5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	森元 康輔	1975年 2月9日	1997年4月 2004年1月 2014年7月 2016年8月 2024年2月 2024年4月	大王製紙㈱入社 ㈱エスアンドエスネットワーク入社 同社部長就任 当社監査役就任(現任) 株式会社クロスロード設立 同社代表取締役 就任(現任) ㈱エスアンドエスネットワーク退職	(注) 4	(注) 5	2,000
監査役	—	及川 華恵	1979年 11月19日	2007年4月 2008年9月 2016年11月 2021年4月 2021年10月	最高裁判所司法研修所入所 弁護士登録(札幌弁護士会) ながた法律事務所 入所 岸田法律事務所入所 ひいらぎ法律事務所開所(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	(注) 5	—
計								149,350

- (注) 1. 取締役後藤制一氏及び中山秀人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森元康輔氏及び及川華恵氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年10月29日開催の定時株主総会終結の時から2年間。
4. 監査役の任期は、監査役安井健一氏及び森元康輔氏については、2023年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から4年間、及川華恵氏については、2025年10月29日開催の定時株主総会終結の時から4年間。
5. 2025年7月期における役員報酬の総額は43,040千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置し、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

外部の視点からの経営監査機能は有効に機能するものと判断し、当該体制を採用しております。

b. 取締役会

当社の取締役会は、4名(うち社外取締役2名)の取締役で構成されております。

取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ、的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行う他、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

c. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成されております。「監査役会規程」に基づき、毎月1回定時監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

d. 内部監査及び監査役監査の状況

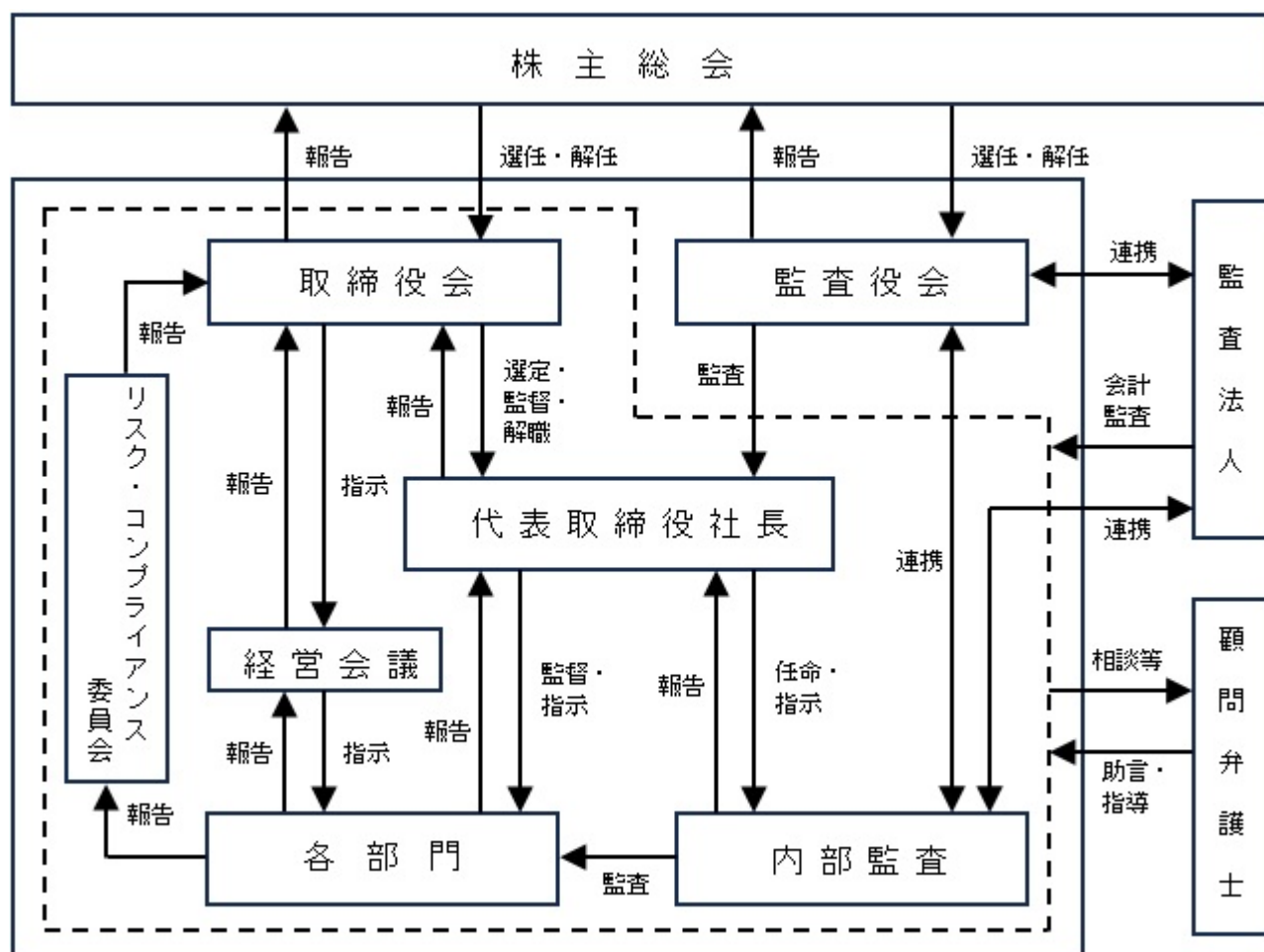
当社の内部監査については、専任担当者を置いておりません。経営管理部及び設計ソリューション部門から2名を内部監査担当者としております。被監査部門から独立した部門に属する内部監査担当者が、代表取締役社長の命により、「内部監査規程」に基づき、社内諸規程及び法令等の遵守状況の確認、効率性・安全性等に関する指摘・勧告等を行っております。

毎期内部監査計画を策定し、業務全般にわたる内部監査を行い、監査結果は直接代表取締役社長に文書で報告されております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、監査後は遅延なく改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を保っております。

監査役3名(うち常勤監査役は1名)は、「監査役監査基準」に従い、毎期監査計画を策定し、毎月開催される取締役会等への出席により、意思決定事項及び報告事項に対する監査を行い、適宜意見具申を行うとともに、経営全般の適法性及び適正性の観点から重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人は緊密な連携を保ち、意見交換、情報交換を行い、監査の実効性及び効率等の向上を図っております。

e. 当社のコーポレート・ガバナンスに関する体制(模式図)は、以下のとおりであります。



f. 会計監査の状況

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。業務執行社員の継続監査年数については、いずれも7年未満のため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名等は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
堀 俊介	監査法人ハイビスカス
田中 祥孝	

(注) 監査業務に係る補助者の構成：公認会計士3名、その他2名

g. 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名であります。

中山秀人氏は、2020年まで長年建設会社の経営を行っており、建設業に関する豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。当社と社外取締役の中山秀人氏との間には、当社株式を1,250株保有している他は特別な利害関係はありません。

社外取締役の後藤制一氏は、長年自身の会社経営及び経営コンサルタントとして活動し、会社経営に関する豊富な経験と高い知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。当社と社外取締役の後藤制一氏との間には、当社株式を2,300株保有している他は特別な利害関係はありません。

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役の森元康輔氏は、長年経営コンサルタントとして活動し、会社経営に関する豊富な経験と高い知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。当社と社外監査役森元康輔氏との間には、当社株式を2,000株保有している他は特別な利害関係はありません。

社外監査役の及川華恵氏は、弁護士としての専門的な知識及び幅広い経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。当社と社外監査役及川華恵氏の間には、特別な利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針等は明確に定めておりませんが、候補者の経験及び当社との取引関係その他の利害関係の有無等を考慮したうえで、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、「職務権限規程」の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務及び権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ リスク管理体制の状況

当社は、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべくリスク管理体制の強化に取り組んでおります。管理体制として「リスク管理規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は取締役及び各部門役職者が出席し、リスクマネジメントの推進、課題及び対応策を協議しております。

⑤ 役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	32,780	32,780	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	7,560	7,560	—	1
社外役員	2,700	2,700	—	4

(注) 1. 上記には、2025年7月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 使用人兼務役員は、おりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。

4. 監査役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

b. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月22日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみ支給といたします。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

ハ．取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をいたします。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数と任期

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨、及び取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会の決議によって選任しております。

なお、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主のその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

⑫ 取締役及び監査役との責任限定契約の概要

当社は、定款の定めにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。

⑬ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役の地位にあるものを被保険者の範囲といたします。被保険者が会社の役員等の地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしており、被保険者の保険料を会社が全額負担いたします。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬は、当社の事業規模及び監査法人より提示される監査計画、監査範囲等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年8月1日から2025年7月31日まで)の財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第19期連結会計年度 あおい監査法人

第20期事業年度 監査法人ハイビスカス

3. 連結財務諸表について

当社は、2024年11月1日付で連結子会社である株式会社一寸房コンサルを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加する等、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
(2025年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	215,848
受取手形、売掛金及び契約資産	※1 250,942
仕掛品	10,969
貯蔵品	895
前払費用	34,208
未収還付法人税等	2,382
その他	6,140
貸倒引当金	△1,356
流動資産合計	520,030
固定資産	
有形固定資産	
建物	14,976
減価償却累計額	△7,654
建物(純額)	7,321
工具器具備品	78,867
減価償却累計額	△67,199
工具器具備品(純額)	11,668
リース資産	14,998
減価償却累計額	△13,000
リース資産(純額)	1,998
その他	2,317
減価償却累計額	△2,317
その他(純額)	0
有形固定資産合計	20,987
無形固定資産	
ソフトウェア	8,874
リース資産	34,607
無形固定資産合計	43,482
投資その他の資産	
出資金	50
長期前払費用	968
繰延税金資産	19,582
その他	33,283
投資その他の資産合計	53,883
固定資産合計	118,354
資産合計	638,385

(単位：千円)

当事業年度
(2025年7月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	2,733
短期借入金	※2 164,000
1年内返済予定の長期借入金	79,598
未払費用	70,340
未払金	8,041
未払消費税等	17,515
前受金	13,914
賞与引当金	7,105
受注損失引当金	833
製品保証引当金	11,127
リース債務	21,393
その他	7,000

流動負債合計	403,603
--------	---------

固定負債

長期借入金	87,476
リース債務	19,699
資産除去債務	8,255

固定負債合計	115,430
--------	---------

負債合計

負債合計	519,034
------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	94,031
資本剰余金	38,457
利益剰余金	△13,578

株主資本合計	118,910
--------	---------

新株予約権

新株予約権	440
-------	-----

純資産合計

純資産合計	119,350
-------	---------

負債純資産合計

負債純資産合計	638,385
---------	---------

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月 31 日)
売上高	※ 1 1, 182, 318
売上原価	※ 2 838, 438
売上総利益	343, 879
販売費及び一般管理費	※ 3 314, 876
営業利益	29, 003
営業外収益	
受取利息	73
受取配当金	1
補助金収入	6, 057
受取家賃	1, 638
為替差益	149
その他	1, 049
営業外収益合計	8, 969
営業外費用	
支払利息	7, 137
その他	594
営業外費用合計	7, 732
経常利益	30, 240
特別利益	
固定資産売却益	482
資産除去債務履行差額	※ 4 1, 901
特別利益合計	2, 383
特別損失	
固定資産除却損	※ 5 4, 148
抱合せ株式消滅差損	13, 146
特別損失合計	17, 295
税引前当期純利益	15, 328
法人税、住民税及び事業税	1, 240
法人税等調整額	△6, 379
法人税等合計	△5, 139
当期純利益	20, 468

③ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	94,031	38,457	△34,047	98,442	440	98,882
当期変動額						
当期純利益	—	—	20,468	20,468	—	20,468
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	20,468	20,468	—	20,468
当期末残高	94,031	38,457	△13,578	118,910	440	119,350

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	15,328
減価償却費	37,086
固定資産除却損	4,148
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,375
賞与引当金の増減額(△は減少)	△13,353
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△1,792
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△631
受取利息及び受取配当金	△74
支払利息	7,137
為替差損益(△は益)	△149
補助金収入	△6,057
固定資産売却益	△482
受取家賃	△1,638
資産除去債務履行差額	△1,901
抱合せ株式消滅差損	13,146
売上債権の増減額(△は増加)	26,625
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,590
仕入債務の増減額(△は減少)	△4,740
未払費用の増減額(△は減少)	△3,078
その他	18,031
小計	83,639
利息及び配当金の受取額	74
利息の支払額	△6,691
補助金の受取額	6,057
法人税等の支払額	△7,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,789
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,395
有形固定資産の売却による収入	3,333
無形固定資産の取得による支出	△1,779
敷金の差入による支出	△148
敷金の回収による収入	4,040
保険積立金の積立による支出	△2,604
資産除去債務の履行による支出	△2,940
その他	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,482
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	94,000
長期借入金の返済による支出	△103,823
リース債務の返済による支出	△21,372
財務活動によるキャッシュ・フロー	△31,195
現金及び現金同等物に係る換算差額	176
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	40,934
現金及び現金同等物の期首残高	122,682
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※2 52,230
現金及び現金同等物の期末残高	※1 215,848

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

a. 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

b. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

工具器具備品 3～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注物件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末日における受注物件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについては、その損失見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品保証に伴う支出に備えるため、将来支出されると見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 設計ソリューション事業

設計ソリューション事業は、意匠設計、設備設計、構造設計、生産設計、デジタルコンテンツ制作、地形及び構造物の測量調査等、建設設計に携わる事業であります。顧客との契約に基づいて、設計結果を納品する履行義務及び工事進捗の監理を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、前者については、設計結果に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、設計結果を顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各事業年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。後者については、契約期間に渡って履行義務が充足することから、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

② 派遣事業

派遣事業は、顧客と取り交わす派遣契約に基づき、建設設計業務及び測量業務の技術保有者をゼネコン及び大手住宅総合メーカー等に派遣する事業であります。履行義務は、契約期間にわたり労働者の労働力の提供に応じて充足されると判断し、労働者の派遣期間の稼働実績に応じて、派遣期間に定められた金額に基づき、各月の収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 請負工事契約における収益認識

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

売上高（千円）	150,499
---------	---------

（注）上記の金額は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識された収益のうち、事業年度末時点で未検収の設計及び測量請負契約を対象として記載しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

設計ソリューション事業の請負契約において、期間がごく短い請負契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、主として請負原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

請負原価総額は、着工時において予期しえなかった事象の発生、外注費等に係る市況の変動等により影響を継続的に反映させております。従って、当該見積りに変更が発生した場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	20,987
無形固定資産	43,482
減損損失	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 算出方法

当社は、部署を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たなかった場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上することとしております。

b. 主要な仮定

回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された中期経営計画を基礎としており、過去の実績等も総合的に勘案し、算定しております。また、当該中期経営計画は将来の受注予測、人員数を主要な仮定として見積もりを行っております。

c. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、当社が事業を営む地域の市況が大きく変化する場合や、事業計画の未達により計画の見直しが必要になった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産（千円）	19,582
------------	--------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異等の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得の見積額、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

b. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会で承認された中期経営計画を基礎としており、過去の実績等も総合的に勘案し、算定しております。また、当該中期経営計画は将来の受注予測、人員数を主要な仮定として見積もりを行っております。

c. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、当社が事業を営む地域の市況が大きく変化する場合や、事業計画の未達により計画の見直しが必要になった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準案等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様にリースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるにもかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用により財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり

ます。

(貸借対照表関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

※1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年7月31日)
貸出コミットメントの総額	100,000千円
借入実行高	84,000 "
差引額	16,000 "

(損益計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、全て顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額及び製品保証引当金繰入額は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
受注損失引当金繰入額	△1,792千円
製品保証引当金繰入額	△631 "

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
役員報酬	43,040千円
給与手当	87,425 "
貸倒引当金繰入額	△1,836 "
賞与引当金繰入額	5,958 "

※4 資産除去債務履行差額

子会社の吸収合併により当初の除去予定時期よりも早期に除去することとなったために生じた履行差額であります。

※5 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
建物	4,125千円
工具器具備品	23 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	570,275	—	—	570,275

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	40,000	—	—	40,000	440

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

		当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
現金及び預金	(千円)	215,848
現金及び現金同等物	(千円)	215,848

※2 重要な非資金取引

当事業年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

当事業年度に吸収合併した株式会社一寸房コンサルより承継した資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。

流動資産	92,532 千円
固定資産	25,207 千円
資産合計	117,740 千円
流動負債	54,938 千円
固定負債	55,195 千円
負債合計	110,133 千円

なお、流動資産には現金及び現金同等物が52,230千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

(金融商品関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的に生じる余資を流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で2年9ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

借入金に係る金利の変動リスクに対しては、市場金利の動向を継続的に把握することにより、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、月次ベースで資金繰り表を作成する等の方法により、管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち31.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度(2025年7月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	11,804	9,049	△2,755
資産計	11,804	9,049	△2,755
(1) 長期借入金(※2)	167,074	161,935	△5,138
(2) リース債務(※3)	41,092	40,067	△1,025
負債計	208,166	202,002	△6,163

※1 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※2 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

※3 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合計して表示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	215,848	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	250,942	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	622	11,182
合計	466,791	—	622	11,182

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

当事業年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	79,598	62,860	24,616	—	—	—
リース債務	21,393	18,906	732	61	—	—
合計	100,991	81,766	25,348	61	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年7月期）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	9,049	—	9,049
資産計	—	9,049	—	9,049
長期借入金	—	161,935	—	161,935
リース債務	—	40,067	—	40,067
負債計	—	202,002	—	202,002

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	発行者	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年7月19日	2019年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 27,500株	普通株式 12,500株
付与日	2019年7月22日	2019年7月22日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 2019年7月22日 至 2029年7月21日	自 2021年7月20日 至 2029年7月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	発行者	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年7月19日	2019年7月19日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	27,500	12,500
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	27,500	12,500

② 単価情報

会社名	発行者	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年7月19日	2019年7月19日
権利行使価格(円)	1,144	1,144
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点においては、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、純資産額方式及び類似会社比準方式を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|---------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 4,000千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | — 千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年7月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	13,627千円
賞与引当金	2,430 "
未払費用(法定福利費)	362 "
受注損失引当金	284 "
製品保証引当金	3,805 "
一括償却資産	279 "
資産除去債務	2,823 "
その他	807 "
繰延税金資産小計	24,420千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,630 "
繰延税金資産合計	20,789千円
繰延税金負債	
建物附属設備	△1,207千円
繰延税金負債合計	△1,207 "
繰延税金資産純額	19,582千円

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2025年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	13,627	13,627
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	13,627	13,627 (※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年7月31日)
法定実効税率	34.2%
(調整)	
住民税等均等割	8.1%
評価性引当額の増減	△1.9%
繰越欠損金充当額	△11.5%
抱合せ株式消滅差損	29.3%
子会社吸収合併による影響	△89.0%
その他	△2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△33.5%

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社一寸房コンサルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年11月1日付で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

なお、本合併は2024年10月29日開催の第19回定時株主総会において、承認可決されております。また、株式会社一寸房コンサルにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社一寸房コンサル

事業の内容：測量調査、診断、地図・地形・C I M関連データ作成及び関連書類の作成、不動産の調査

(2) 企業結合日

2024年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社一寸房コンサルを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社一寸房

(5) その他取引の概要に関する事項

①合併の目的

被合併会社である株式会社一寸房コンサルは、当社の100%出資の連結子会社であり、測量業務を中心に行ってまいりましたが、事業の一体運営による経営の合理化、業務の効率化を推進することを目的として、本合併を行うことといたしました。

②合併に係る割当内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2～0.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)
期首残高	8,234千円
合併による増加額	4,833 "
時の経過による調整額	28 "
資産除去債務の履行による減少額	△4,841 "
期末残高	8,255千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の主たる事業は設計ソリューション事業であり、その他の事業等も含め、収益及びキャッシュ・フローの性質・計上時期などに関する重要な相違はありません。よって開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第6【経理の状況】1【財務諸表】【注記事項】（重要な会計方針）（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	—
売掛金	125,110
	125,110
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	—
売掛金	112,134
	112,134
契約資産（期首残高）	129,573
契約資産（期末残高）	138,808
契約負債（期首残高）	213
契約負債（期末残高）	13,914

契約資産は、工事監理業務において期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価及び建設設計契約及び測量契約において報告期間の末日時点での履行義務の充足に係る進捗度に基づく対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、建設設計契約及びそれに付随する工事監理業務並びに測量契約における顧客との契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、213千円であります。

なお、貸借対照表上、契約資産及び顧客との契約から生じた債権は「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は「前受金」に含めて表示しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当事業度末において164,158千円であります。当該履行義務は、建設設計契約及びそれに付随する工事監理業務並びに測量契約に係るものであり、期末日後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別のセグメントから構成されており、「設計ソリューション事業」及び「派遣事業」の2つを報告セグメントとしております。

「設計ソリューション事業」は、主に意匠設計、設備設計、構造設計、鉄骨積算、地形や構造物の測量調査、最新デジタルコンテンツ技術等、建設設計業務の製作物の製造及び販売をしております。

「派遣事業」は、主に建設設計業務に携わる技術を保有している当社グループ社員を、ゼネコンや大手住宅総合メーカー等に派遣しております。

尚、当社は2024年11月1日付で連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併したことに伴い、当事業年度より報告セグメントの区分方法の見直しを行い、株式会社一寸房コンサルのサービスとして報告してりました測量事業を設計ソリューション事業へ統合いたしました。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	設計ソリューション事業	派遣事業	計		
売上高	1,098,846	83,471	1,182,318	—	1,182,318
セグメント利益	250,473	24,807	275,280	△246,276	29,003
セグメント資産	347,012	7,926	354,938	283,446	638,385
その他の項目					
減価償却費	33,256	—	33,256	3,829	37,086
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	14,867	—	14,867	6,752	21,619

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又はセグメント損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用△246,276千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産283,446千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、本社有形固定資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない部分であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント負債については、各報告セグメントに配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業㈱	369,608	設計ソリューション事業、派遣事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

（単位：円）

	当事業年度 （自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日）
1株当たり純資産額	208.51
1株当たり当期純利益	35.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	33.54

（注）１． 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当事業年度 （自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日）
1株当たり当期純利益	
当期純利益（千円）	20,468
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	20,468
普通株式の期中平均株式数（株）	570,275
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額（千円）	—
普通株式増加数（株）	40,000
（うち新株予約権（株））	(40,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

（注）２． 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当事業年度 （自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日）
純資産の部の合計額（千円）	119,350
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	440
（うち新株予約権（株））	(440)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	118,910
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	570,275

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	8,341	4,359	4,125	1,254	7,321	7,654
	工具器具備品	9,082	11,733	23	9,123	11,668	67,199
	リース資産	3,094	—	—	1,096	1,998	13,000
	その他	0	326	326	—	0	2,317
	有形固定資産計	20,517	16,419	4,475	11,474	20,987	90,172
無形固定資産	ソフトウェア	10,653	5,200	—	6,979	8,874	56,003
	リース資産	53,240	—	—	18,663	34,607	27,441
	無形固定資産計	63,894	5,200	—	25,612	43,482	83,445

(注) 当期増加額には、子会社の吸収合併に伴う以下の増加が含まれております。

有形固定資産

建物 4,359千円

工具器具備品 8,337千円

その他 326千円

無形固定資産

ソフトウェア 3,421千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定の長期借入金	79,664	79,598	2.19	—
1年以内返済予定のリース債務	21,188	21,393	2.95	—
長期借入金(1年以内返済予定のものを除く)	110,020	87,476	1.06	2026年8月～ 2028年5月
リース債務(1年以内返済予定のものを除く)	41,276	19,699	2.82	2026年8月～ 2028年8月
合計	252,148	208,166	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末の利率及び残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内返済予定のものを除く)の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	62,860	24,616	—	—
リース債務	18,906	732	61	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	3,731	1,356	539	3,192	1,356
賞与引当金	14,516	94,696	79,877	22,229	7,105
受注損失引当金	1,570	833	—	1,570	833
製品保証引当金	11,758	11,127	—	11,758	11,127

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び貸倒懸念債権の個別評価に伴う洗替額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、退職者分の戻入額及び引当超過の戻入額であります。

3. 受注損失引当金及び製品保証引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額です。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,055
預金	
当座預金	2,051
普通預金	211,741
小計	213,792
合計	215,848

ロ. 受取手形、売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大和ハウス工業株式会社	78,977
札幌市	30,678
株式会社ティーメック	9,768
冬木工業株式会社	8,800
株式会社ドーコン	8,412
街制作室株式会社	8,410
西松建設株式会社	7,096
富士金属工業株式会社	6,780
前田建設工業株式会社	6,342
その他	85,675
合計	250,942

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
254,684	1,300,549	1,303,411	250,942	83.8	71.0

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
個人 (注) 東海設備設計事務所	1,386 1,347
合計	2,733

(注) 相手は複数の個人であり、個々の金額は僅少であるため、その具体名の記載を省略しております。

ロ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
給与 社会保険料 労働保険料 その他	51,389 13,275 4,143 1,532
合計	70,340

ハ. 短期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社北洋銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社北海道銀行 空知信用金庫	84,000 30,000 30,000 20,000
合計	164,000

(注) 運転資金

③ 固定負債

イ. 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)

相手先	金額 (千円)
株式会社北洋銀行 株式会社青森銀行 株式会社北陸銀行 株式会社北海道銀行 株式会社日本政策金融公庫 稚内信用金庫 株式会社商工組合中央金庫 北海道信用金庫 株式会社三井住友銀行	69,568 25,312 24,100 16,000 16,000 11,316 2,400 1,628 750
合計	167,074

(注) 設備資金及び運転資金

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高 (千円)	548,031	1,182,318
税引前中間純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△50,286	15,328
中間純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△50,906	20,468
1株当たり中間純損失 (△) 又は当期純利益 (円)	△89.26	35.89

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎年 7 月 31 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 1 月 31 日、毎年 7 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行う。 ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 電子公告掲載URL https://issun.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月29日

株式会社一寸房
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指定社員

公認会計士 堀 俊介

業務執行社員

指定社員

公認会計士 田中 祥孝

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社一寸房の2024年8月1日から2025年7月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一寸房の2025年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は、当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。